

昭和三十二年文部省令第六号

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二十五号）第一条の規定に基き、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行規則を次のように定める。

（令第三条第一項第三号に規定する者の数）

第一条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二十五号）以下「令」という。第三条第一項第二号に規定する令第一条に規定する夜間学校給食（以下「夜間学校給食」という。）の開設に必要な施設の建築を行う年度の翌年度中に令第三号に規定する夜間課程（以下この条において「夜間課程」という。）が置かれる高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に係るその課程が置かれる日において当該学校の夜間課程において行う教育を受けることとなる者の数は、当該日において当該学校の夜間課程において行う教育を受ける予定の者の数を基準として文部科学大臣が定める数とする。

（令第四条に規定する生徒の数）

第二条 令第四条の規定により同条に規定する経費の算定の基礎となる生徒の数を令第三条第一項の規定に準じて算定する場合について準用する。この場合において、前条中「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二十五号以下「令」という。）第三条第一項第三号」とあるのは「令第四条の規定に準用する令第三条第一項第三号」と、「施設の建築」とあるのは「設備の整備」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、令第四条の規定により同条に規定する経費の算定の基礎となる生徒の数を令第三条第一項の規定に準じて算定する場合について準用する。この場合において、前条中「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二十五号以下「令」という。）第三条第一項第三号」とあるのは「令第四条の規定に準用する令第三条第一項第三号」と、「施設の建築」とあるのは「設備の整備」と読み替えるものとする。

附 則 抄

1 （施行期日） この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

第二号 附 則（昭和四一年三月三一日文部省令

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四八年八月二四日文部省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の学校給食法施行規則及び夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行規則の規定は、昭和四十八年度の国庫補助金から適用する。

附 則（昭和五一年二月一〇日文部省令第五号）

この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年三月二七日文部省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）抄

（施行期日） この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

1

附 則（平成一〇年一月一七日文部省令第三八号）抄

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）抄

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。